

役員及び評議員の報酬等費用に関する規程

- 第一条 役員及び評議員（法人より給与の支給を受ける者を除く）が、業務のために旅行するときは、本規定により旅費を支給する
- 第二条 旅費は順路によって計算する。但し、天災、その他やむを得ない事由で順路によって旅行しがたい場合には、実際に経過した順路による
- 第三条 旅費は、交通費・日当・宿泊料によりなる
- 第四条 交通費は、鉄道賃（運賃、急行料金、特急料金、寝台料金等を含む）船賃、航空賃、バス賃等の普通料金とする。但し近畿地域外に旅行する場合はグリーン料金を支給する。タクシー代は原則として支給しない。但し次に掲げる地域（芦屋市・西宮市・神戸市・尼崎市・伊丹市・宝塚市・川西市・明石市・大阪市）内を旅行する場合の交通費は一律1500円とする。
- 第五条 日当は日数に応じ、1日当たり2000円とする。但し、会議等に欠席した場合は日当を支給しない。
- 第六条 宿泊料は、定額12,000円と又は実費とする
但し、実費の場合は社会福祉法人芦屋みどり福祉会宛での領収書を必要とする。
また、車中泊等の場合は、定額の半額とする。
- 第七条 旅行の用務又は旅行地の状況その他特別の事情のため、所定の金額を超えて支出した場合は、その実費を支給する。この際、旅費の請求は、帰着後一週間以内に所定の旅費精算書を持って行うものとする
- 第八条 会員が他の機関から旅費の支給を受ける場合は、本規定を適用しない
- 第九条 本規定に定めない事項については、その都度事情を考慮して決定する
- 第十条 理事長は、法人の財政状況を勘案し、旅費の一部を減額し、又は旅費の全部を支給しないことができる

本規定は、平成29年7月1日から施行する